

平成 25 年度事業計画書

首都東京から排出される産業廃棄物は年間 2 千 2 百万トンを超える膨大な量であり、これを適正に処理しリサイクルを推進していくうえで、産業廃棄物処理業者の果たすべき役割は極めて重要である。また、循環型社会の実現のためには、排出事業者、処理業者、都民、行政が責任と役割を踏まえ、具体的な連携・協働を活性化することが望まれている。

このため、協会は、適正処理の推進を基本として活動してきたが、24 年度においては、東日本大震災に係る災害廃棄物の広域処理支援への協力、放射性物質汚染対処特措法への対応など、東京都と連携し、積極的に事業を展開してきた。また、中間処理委員会、法制度検討委員会が新たに活動を行うなど、組織の活性化が進んだ。

25 年度は、一般社団法人東京都産業廃棄物協会として、引き続き適正処理の推進を基本としつつ、制度改正、災害廃棄物及び放射性廃棄物問題、首都直下型地震対応などの課題に取り組むとともに、随時発生する諸問題に臨機応変に対応する。また、会員サービス改善などにより会員増強に努めていく。

1. 適正処理推進事業 [公益的事業]

(1) 調査研究事業

1) 調査研究

解決すべき課題は多岐にわたっている。このため、制度改正や静脈産業の海外展開・国際化も視野に入れ、適正処理の推進と循環型社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し、提案・要望を行う。

2) 普及啓発

調査研究の成果を含め、ホームページ等により、広く一般に普及啓発を行う。

(2) 研修事業

1) 一般研修事業

適正処理とリサイクルを広く推し進めていくため、協会主催や東京都、東京商工会議所などの協力を得た共催研修会、東京都等からの受託講習会を実施する。

2) 講習会事業 (許可申請に関する講習会)

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、主催機関である(公財)日本産業廃棄物処理振興センターなどに協力して実施する。

① 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (新規・更新)

新規講習会	産業廃棄物 収集運搬課程	6 回
	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	1 回
更新講習会	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	6 回
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分課程	1 回

② 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

17回

(3) 相談指導事業

会員その他業界関係者や一般の企業、都民から協会への問い合わせが多数寄せられている。これに的確に対応するため、引き続き専任相談員を中心に下記の相談指導業務を着実に実施していく。

- ① 廃棄物の定義・区分に関すること
- ② 収集運搬、処理施設、処分先の紹介、斡旋に関すること
- ③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)、電子マニフェストに関すること
- ④ 許可申請講習会に関すること
- ⑤ 廃棄物処理にあたっての契約方法等、法律問題等に関すること

2. 環境対策事業 [公益的事業]

(1) 環境活動

社会的・公益的役割を積極的に果たしていくために、①さまざまな環境活動への参加、②次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動を、環境活動事業と位置付けて取り組んでいく。また、必要な公益寄付を行う。

(2) 環境対策事業

産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、行政からの要請等を踏まえつつ、協会の社会的使命として対応することが妥当であると認められた場合に必要な対策を行う。

(3) 災害廃棄物対策事業

東京都などと連携・協力し、災害廃棄物処理活動を必要に応じ行う。また首都直下型地震等の被害想定の見直しにあわせ、災害廃棄物対策の再検討などを行うとともに活動を適切に行えるよう随時、体制の見直し、演習等を行っていく。

3. 普及事業 [その他事業]

(1) 普及事業

1) 普及・広報活動

協会の諸活動について、広く社会に向け積極的に協会ホームページ等を活用し普及・広報活動を行う。また、必要に応じ、処理業者に対する適正処理の推進・確保に向けた支援・助成を行っていく。

2) 協会発行図書等の有償頒布

「マニフェストシステムがよくわかる本」((公社)全国産業廃棄物連合会 発行)等の有償頒布、車両表示板製作斡旋等を行う。

3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)普及事業

廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、(公社)全国産業廃棄物連合会及び建設六団体副産物対策協議会から販売を受託する。また、電子マニフェストについて加入を促進し普及に努める。

(2) 機関誌の発行事業

会員に対する基本的な情報伝達手段である機関誌『とうきょうさんぱい』(昭和58年4月創刊)を継続発行していく。

引き続き会員必携の機関誌として、より親しまれ迅速的確な情報提供をするよう一層の内容の充実を図っていく。

(3) 会員事業

協会の目的達成のため、会員の増強を図るとともに、適正処理・資源循環に向けた士気の高揚と事業の発展に資するよう交流事業を行う。

1) 会員研修事業

会員向けの各社共通課題に対する研修を、職層やテーマに応じて効果的に実施していく。また、内外処理施設見学研修、事例研究、話題に即した講演会等を実施する。

2) 会員交流・増強事業

- ① 会員の連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行うとともに、部門別の交流・活性化を図るため、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。また、協会ホームページを会員の情報交換・交流に活用していく。

なお、平成26年には法人化30周年を迎えるため、記念事業の準備を進めるとともに、記念事業積立金の積立を継続する。

- ② 会員数の維持・増加を図るため積極的に活動を展開する。また、会員の協会への関心と貢献を高めるため、新入会員懇談会等の事業を行うほか、引き続き賛助会員への対応の強化に努める。
- ③ 協会事業の進展のため、(公社)全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、排出事業者等の諸団体と、適正処理の推進と業界発展に向け活発に協力・交流を進めていく。

3) 顕彰・表彰事業

① 優良従事者表彰

顕彰・表彰規程により、下記を基準として、会員各社選抜のうえ協会に推薦し、協会理事会に設置する表彰候補者選定委員会に付議し、優良従事者を決定する。25年度においても、5月の定時総会において15名程度を表彰する。

〔推薦の基準〕産業廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分業務に10年以上従事し、年齢40才以上の者で、業績が顕彰・表彰規程第3条に該当する者

② 特別表彰

従事年数、年齢にとらわれず、特に産業廃棄物処理に関する処理技術の

開発、改善及び作業の合理化、改善等により功績があったと認められる者、並びに業界発展に著しい功績があったと認められる者について表彰を行う。

③ 安全衛生表彰

安全衛生活動の推進に寄与するため、功績のあった者について表彰を行う。

4. 管 理 運 営

25年度においても、産業廃棄物処理業界にとって厳しい状況が続き、会員数の減少が予測されるなど、協会運営には予断を許さないものがある。産業廃棄物処理業界に対する社会的要請に応えつつ、一般社団法人として協会活動の活性化と財務体質の強化を図るために、引き続き組織率の向上と経費節減に努める。

5. 委 員 会 活 動

(1) 総務委員会

総務委員会は、協会活動の基本事項、他の委員会・部会に属さない事項の検討と、複数の委員会・部会に横断的に関係する事項の調整を行う。また、具体的な事項について検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置していく。

25年度は、「30周年記念事業検討会」のほか、「法制度検討委員会」において、引き続き諸課題の集約と論点整理をすすめていく。また、東京における災害廃棄物について分科会「災害廃棄物検討委員会(仮)」を設け検討を始める。

(2) 広報委員会

世の中の動きが激しくなってくると考えている。広報としては、その状況に応じて何ができるかを検討し、いざという時に実行できる体制の構築に向け、必要な準備を進めることが今年度の大きな課題である。

とはいうものの、広報の心構えとしては、これまでと変わりなく「正確・迅速」を基本として活動していく。

媒体としては機関誌『とうきょうさんぱい』が中心となるが、計画されている協会ホームページの充実に合わせて、情報伝達の迅速化も検討し、実践していく。

(3) 中間処理委員会

放射性物質汚染の廃棄物対策については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直しが行われたが、引き続き対応が必要である。会員に対するアンケートの実施などにより状況を把握し、行政への働きかけなどを行っていく。

また、収集運搬委員会とは適正処理に向け、合同で活動を行っていくとともに分科会（焼却、中和・脱水、破碎・圧縮）活動を充実させ、具体的な活動を行っていく。

(4) 安全衛生推進委員会

近年の廃棄物処理業界を取り巻く激しい経営環境の下、廃棄物減少に伴う競争の激化を背景としたダンピング受注は、労働災害防止対策の不徹底などをもたらすこと

が懸念される。

このような状況の中で、協会員各位の安全衛生活動の促進を目的として、職場における安全と健康の確保、快適な職場環境の推進の一助として、講習会などを開催する。また、表彰制度を運用し、協会員の意識高揚を図る。

(5) 医療廃棄物委員会

医療廃棄物の安心安全な適正処理のためには、官民一体の対応を強化していく必要がある。(行政・排出事業者・収集運搬業者・処分業者との連携)そのために、この度の新システムである電子マニフェスト+優良業者の組み合わせをどう徹底していくかを議論、工夫し、粘り強い活動が必要になってくる。このシステムを徹底させるための提案を委員会より発信することが重要である。

同じく適正処理のために重要な WDS (廃棄物データシート) についても現状とマッチしない部分があるので、内容の改善について勉強・研究をし、今までの矛盾点の改善に努めていきたい。

また、引き続きパネルディスカッションなど参画型のセミナーを開催していく。

(6) 収集運搬委員会

例年対応している東京都への災害廃棄物処理協力については、25年度も継続していくが、資機材報告については、東京都の「首都直下地震による被災想定」に対応した内容とし、また迅速な震災廃棄物の処理体制の整備とともに、協会ホームページに災害窓口を設け、実践的に対応できるようにしていく。

また、中間処理委員会と連携して、適正処理に向けた活動を行っていくが、具体的には、危険物処理に関する活動を実行していく。また、法制度検討委員会へも収集運搬業の観点から適正処理に関する問題を提案していく。

25年度もおおよそ2ヶ月毎に1回委員会を開催する。

(7) 建設廃棄物委員会

一昨年の東日本大震災後、建設業界では、東北は復興事業、関東は再開発事業などはあるものの、景気全体が低迷しており、諸問題についても特に変化がない。

そのため、当委員会に課せられた課題については、引き継ぎ検討していくが、そのうち再生砕石については、利用促進を図っているものの、新築工事の減少から使われない状態が続いている。東京都との懇談会を通じ、利用先拡大策などを検討していく。

また、排出事業者等の団体との交流を深め、勉強会や情報交換、施設見学会等を実施し、適正処理の推進に反映されるよう取り組んでいく。

(8) 多摩支部

25年度は、今後の災害で生じる災害廃棄物の処理問題に備えた対策の提言や情報共有と発信を行い、災害時における東京都との連携体制の構築などに取り組みながら社会情勢に対応した講習会や研修会を開催し、会員の資質の向上を図っていく。加えて多摩支部の発足から20年目となる節目の年を迎えるため、イベントなどの計画を練り、実施する。

また、例年通り施設の見学会、東京都多摩環境事務所との適正処理意見交換会等を通じて、組織の充実と会員相互の交流を深め、情報交換・情報収集の場となるよう支部の活動を進めていく。

(9) 青年部

昨年度に引き続き、業界の活動を地域社会へ強くアピールすることを意識し、より社会貢献度の高い事業に取り組んでいく。青年部には、それぞれの企業において世代交代や業務拡大、事業転換など変革の中心的役割を担っている部員が多く在籍しているためか、その情熱は、そのまま部の機動力となっている。

発足20周年を迎える今年度は、部員間の情報共有や更なる資質の向上に努め、強固な相互連携を活かした密度の濃い企画を展開し、業界のための、業界による、業界からの発信力をパワーアップさせていく。

(10) 女性部

24年度は自然エネルギーや放射能などをテーマに勉強会を開催し、知識の研鑽を図ってきたが、25年度はその集大成としての視察見学会を実施する。また「環境学習」における新たな取り組みについては、具体化に向け継続して検討を行う。

関東地域協議会女性部会としての活動も、引き続き千葉、埼玉、群馬等の近隣県と連絡を密にとりながら、女性ネットワークの拡大を図っていく。